

富士平原



発行所
富士平原ゴルフクラブ
フェローシップ委員会

富士平原ゴルフクラブ TEL 0550-89-2000 予約センターTEL 0550-88-2100

静岡県御殿場市水土野300-1 <交通>○東名高速御殿場I.Cより10k15分/○中央高速～東富士五湖道路須走I.Cより2k2分

NEWS

NEWS:2

- 大幅緩和 終身会員制度
- 継続在籍期間 & 年齢資格
- HDCP 見直し制度創設

※お知らせ 平成23年元日 4年ぶりに営業します。

ホームページ：<http://www.fujiheigen-gc.com> e-mailアドレス：info@fujiheigen-gc.com

※会員専用パスワード ○ユーザー名：fujiheigen ○パスワード：fuji-nagame (富士眺め) (平成23年4月5日まで)

第2回目 ハンディキャップ見直し.....希望者.....再査定いたします

2006年(平成18年)会報誌で当クラブのクラブ競技のハンディキャップの再査定方法をご案内し、2008年(平成20年)に再査定申請者に新HDをご通知致しました。以来50名をこえる皆様が再査定の申請を元に競技に参加をしております。この度、第2回目の再査定を行います。(再査定の希望者には今後、毎年実施致します。)

ゴルフ場でのハンディ(HD)は仮に一度⑩→⑧に上がった場合、二度と下がることはないというのが定説となっております。(それを解消しているのがJGAのHD取得システムですが)。その定説の理由はJGAシステムをゴルフ場で採用いたしますと、月例競技のようなクラス別の区分がある場合、プレーヤーのHDが上がったり下がったりする度に各クラスを行ったり来たりするケースが生じ、プレーヤーもクラブ側もその運営に支障をきたしかねません。

しかし「昔とったHDを何が何でも下げない」というのは **会員様のお声** のように無理が生じます。

当クラブでは会員の皆様が競技に参加しやすく、また入賞によりCクラス→Bクラス、Bクラス→AクラスへランクUPする楽しさも含め、今後、毎年希望者のみ、HDの再査定を実施いたします。

会員様のお声 会員の皆様の中には現在お持ちのHDの見直しを希望されている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

お持ちのオフィシャルHDは実は10年前、15年前の若かりし頃、ゴルフも上達の途上にある時分に取得し現在もそのままであると。

この数年、会員の皆様方より「昔、取得したHDで競技に出場しても入賞の範囲にも届かず、実力に見合ったHDがほしい」。

「私は15年前に取得したHD⑩だが、今は⑧ぐらいの実力しかない」等々のお声が聞かれます。



再査定要項

再査定申請書を提出

再査定をご希望される場合、申請用紙をフロントにご提出下さい。(用紙はフロントにあります)

提出

スコアカード5R分 → 毎年4月～12月末日迄

◎再査定に必要なラウンドのスコアカードは5R分です。上記の期間内にご提出願います。

採用のスコアカードは直近5R分

仮に期間中に5R以上のカードを提出された場合、期間の締切り(毎年12月末日)からさかのぼって直近の5Rを再査定対象スコアといたします。従って期間内に早々と5R提出されても、直ぐに再査定の新HDを発行するものではありません。尚、5R分に満たない場合は再査定は出来ません。予めご了承下さい。

新HD通知 翌年2月中(毎年)

新HDは締切後(毎年12月末日)、翌年2月中(毎年)にご通知いたします。

新HDでの競技出場は

毎年4月より対象

本年(平成22年)のスコアカード5R分は

7月～12月末日までの期間 といたします

※来年(平成23年)2月中に新HDをご通知致します。お早めに再定の申請をご提出下さい。

昔とった

“きねづかHDCP”

も掲示します

会員様のお声 も尊重し、ハンディキャップの見直しをいたしますが、昔、取得したHDCPも大切にしたいと思っております。当クラブではゴルフ上達まっ盛りの時に取得したローハンディも時の想い出として、新ハンディと共にハンディキャップボードに掲

載いたします。お気兼ねなく現在のハンディを再査定し新ハンディでクラブ競技参加をお楽しみ下さい。

〔ハンディキャップボードは正会員様に限らせて頂いております〕

終身会員制度

在籍期間
年齢資格

大幅に緩和 します

会員様に有利・・・終身会員様は年会費無料

平成15年9月より創設の当クラブ独自の終身会員制度(有資格者=会員在籍期間10年以上・満65歳以上)は年々周知され、その制度の良さに高い評価を頂き続々と終身会員に入会されております。
また、50周年記念措置(平成21年～)としての終身会員登録の年齢資格を緩和(65歳を55歳に)してからは、大きな反響を頂き、随時入会されております。

問い合わせ殺到

在籍5年以上の会員様に朗報

現在、50周年記念措置の延長として、当クラブの会員様で〔在籍期間10年 ●満55歳以上(年齢資格緩和期間 平成23年3月迄)〕の会員の皆様に対して有資格者としていますが、本年7月より ●5年の在籍で ●満55歳以上 を有資格といたします。

新制度により入会しやすくなりました=終身会員 & ファミリー大会にもご参加下さい

新制度

◎平成22年7月1日より変更

今迄、会員在籍期間10年以上を
今迄、年齢資格65歳以上を
在籍5年以上に 満55歳以上に

※本資格要件は今後も維持させていただきます

◎クラブ競技への参加もできます。

これ迄は終身会員になられた会員様はクラブ競技への参加はできませんでしたが、皆様のお問い合わせの中で、クラブ競技参加要件を満たしてほしい旨のご要望が大変高く、新制度として、7月1日より、すでに終身会員に入会されている会員様、これから入会される会員様もクラブ競技への参加ができることとさせていただきます。終身会員様・新規会員様ともにクラブ競技にご参加下さい。



どのホールからも富士山が望め・平坦なレイアウトが話題の富士平原

お問い合わせが殺到する中で、下記は終身会員制度についての主なご質問です

Q & A

- Q. 終身会員になれる会員資格を教えてください。
- A. 通常ですと、現在、或いは今後、満65才になった時にクラブの会員として在籍していて、逆登って継続10年以上の在籍期間があれば有資格となっております。そこで現在は、平成21年度の開場50周年記念特別措置により、平成23年3月末日迄は年齢資格が満55歳以上で有資格となっております。本年7月1日より終身会員制度の資格を「継続在籍期間5年で満55歳以上」の方に資格ができます。
- Q. 私は現在55才で在籍期間が6年ですが、今年の7月1日からの新制度により7月以降私の会員証券を子供や孫や兄弟姉妹に名義変更すれば私自身が早速終身会員になり、名義変更したファミリーも新規会員になれるのですか？
- A. そのとおりです。通常なら貴方様が子供さんやお孫さんや兄弟姉妹に名義変更(譲渡)いたしますと、貴方様はビジターということになりますが、そこで名義変更と同時に終身会員の登録手続きを済ませ終身会員となります。つまり簡単に言いますと、この制度は手続きを完了すれば、ひとつの会員権でファミリーの新会員様と、貴方様の2名が会員であるということです。

- Q. 以前は、終身会員はクラブ競技への参加はできないと聞いていましたが、これからは参加できるのですか？
- A. もちろんです。クラブ競技の参加もできますし、HDCP 査定も行います。その他のことも今迄どおりです。ファミリーでクラブ競技をお楽しみ下さい。
- Q. 良く理解できました。手続きの仕方はどうすれば良いのですか？
- A. 会員管理課にお申し出いただければ、必要書類一式をお渡しいたします。手続きは簡単ですのでご安心ください。

富士平原ゴルフクラブの会員権付加価値をより一層高める富士平原独自の優遇制度です。

旧制度 ~~継続10年以上・満65才以上~~

新制度

継続5年以上
満55歳以上

〔会員在籍期間〕
〔年齢資格〕

三親等内
(図の範囲のファミリー)に
名義変更

新規会員

同時に終身会員手続

終身会員となる

- Q. その後、年会費はどうなりますか？
- A. 譲り受けたファミリーの方(新会員)は通常通り年会費を納めますが、終身会員になられた現会員は年会費は無料です。ご安心下さい。
ただ、ファミリーの方への名義書換料は105,000円(消費税含む)がかかります。

- Q. 私は正会員ですが、終身会員になっても正会員資格でいられるのですか？
- A. はいそうです。正会員→正会員の終身会員・平日会員→平日会員の終身会員・週日会員→週日会員の終身会員というように、それぞれに権利を付与しています。



— 終身会員制度 —

— 記 —

《終身会員制度取扱い》

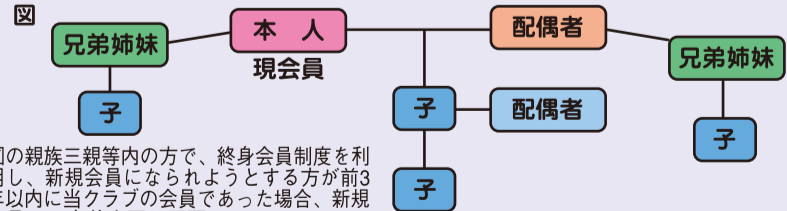
	現会員	新規会員
○会員証券	親族へ移行(終身会員証発行)	新会員へ名義変更
○会員資格	終身会員	正規会員
○年会費	無料	正会員 31,500円 平日会員 21,000円 週日会員 18,900円 (消費税含む)
○会員種別	正会員 → 正会員 平日会員 → 平日会員 週日会員 → 週日会員	正会員 → 正会員 平日会員 → 平日会員 週日会員 → 週日会員
○会員種別	現状移行	

《名義書換料》(消費税含む)

通常:	正会員 420,000円 平日会員 210,000円 週日会員 157,500円	終身会員制度:特別措置 全種別会員 一律:105,000円
-----	--	-------------------------------------

◎(将来、社会情勢による変動あり。ご留意下さい)

《終身会員制度:親族三親等内の譲渡範囲》



※図の親族三親等内の方で、終身会員制度を利用し、新規会員になれようとする方が前3年以内に当クラブの会員であった場合、新規会員への名義変更は不可

本制度に関するお問い合わせ 株式会社 富士平原(東京都中央区銀座1-19-14)
【営業時間 午前9時30分~午後5時(土・日・祝は休)】 会員管理課 ☎ 03-3564-2251